

備中國淺口郡大島村津雲貝塚人骨報告

醫學博士 清 野 謙 次

第一部 人骨の出土状態に就て

目 次

第一 緒言及骨骼の觀察を基礎とせる日本原住民族研究に關する

余が豫定計畫

第二 津雲貝塚に於ける人骨出土状態

(1) 出土地層及埋葬時代に關する考按

(2) 棺又は槨の存否。置石及燔火に關する考説

(3) 人骨附屬遺物

(4) 人骨各部の相互的位置及埋葬方位

第一 緒言及骨骼の觀察を基礎とせる日本原住

民族研究に關する余が豫定計畫

日本先史民族の何者なるやに就きての研究は著しく複雑難解となれり。これ近年各地より先史民族の骨骼が續々發掘せらるゝにより、人種問題に關し復た昔時の漠然たる考按を許さざるため、及從來周知の曲線紋様土器及祝部土器以外、更らに彌生式土器の發見あり。然も後者が前記兩種土器と或關係あるに拘らず、此關係を如何に解釋すべきや、未だ決定せられざれば

なり。而して骨骼の研究は遺物の研究と並行するを要す。斷定は兩者研究の合一點に在らざる可からず。然も今日に於て之れを試みんとすれば、余等總ての點に於て材料の甚だしく不足せるを感ず。

骨骼を主として立論の材料を蒐集するには、成る可く全国各地に亘り、且出來得る限り多數の人骨を採集するを要す。單に一地方に於ける觀察を基礎として、全國に亘れる人種論を樹立するは甚だ危険なるものなり。又少數の材料に就きて人種を決定することは斷じて正確に非らず。されど之れを完成するには、多大の費用と長年月とを費さざる可からず。現下余の境遇に於て執り得る最良の方法は、恐らく次の如きものなる可し。

出來得る限り完備せし方法にて遺跡を發掘し遺物及出土狀態を記錄することは第一に必要なり。而て考古學者に非らざる吾人が不足勝ちなる時間に於て、類例に關し甚だ偏狹なる知識を以て出土遺物を判斷するよりは、専門考古學者に依頼して、遺物の記載と其考説とを聽くに若かず。是れ余が考古學教室諸氏に安んじて遺跡及遺物に關する斷案を乞ふ所以なり。

單に人骨に就きて論ずるも、これを接骨し整骨するには甚だしき長日月を要す。全部が完備し、一時に報告し得るは最も望ましきことなれども、到底短時日に行ふことを得ず。これ一體の整骨にすら數日乃至十數日を要すればなり。然も或種類の事項は發掘直後に記述せざれば漸次記憶より薄らぎ行くがため、勢ひ不正確となるを免かれず、従て出土人骨は左記順序にて報告すること至當なるべし。

第一部報告　人骨が埋沒し居りたる地層人骨の埋沒狀態及副葬品等の記載は必らずしも整

骨後を待つを要せざるが故に、遺跡遺物の記載と同時に、發掘後短時間中に發表す可きなり。但男女の性及年齢等につきては、整骨後ならでは多少判明せざる點あるにより、第二報告に於て補遺す可きなり。

第二部報告　此部門には人骨が現はれたる、人工的及自然的病變を主とし、傍ら第一部報告を補遺す。即次の如し、

(1)自然狀態にて生じたる各種疾患を報告す。例之ば余の津雲人骨中、今日迄に整理し得られしものに就きて云ふも諸骨の骨折及不完全治癒あり。脊椎骨弓部及體部に於ける慢性骨膜炎・脛骨等の慢性骨膜炎・顳顬骨乳頭部に於ける限局性骨増殖・慢性關節炎等甚だ多し。死亡率に對して骨或は齒疾患の百分數を研究せば、石器時代人民が如何なる骨疾患に罹り易かりしや、又當時の生活にては如何なる部位に骨折を生じ易き狀態に在りしを推定せしむ。

尙此研究は石器時代に於ける外科手術の進歩を窺知せしむ。例之ば津雲貝塚の人民には拔齒の風習ありしに拘らず、此方法を醫治の目的に使用せざりしは奇なりと謂ふ可し。即余が例にて高度の齒槽骨膜炎ありしに拘らず、長日月間拔齒を行はずりしものあり。當時の人民が健全なる齒を風習として拔出せるに拘らず、著しき齒痛を忍びつゝ、長年月間病齒を保存せしかを知るべし。又骨折の不完全治癒は副木の用途に關する知識の缺乏を語るものなり。

(2)人工的に生ぜしめたる病變として、津雲人に著しかりしは拔齒の風習なり。男女共に見受くる所にして上顎犬齒・下顎門齒等を拔出せること多し。拔齒及部位的關係は種々なりしが

如し。又拔齒せざる者も存す。男女の性及年齢と拔齒の關係等は興味ある問題なり。殊に化骨線癒合及齒牙發育状態によりて、拔齒が春機發動期以後に行はれたるらしく思はる。

(3)第一部報告補遺として性及年齢と埋没状態及副葬品との關係を調査す。鹿角製腰部附屬品が多く男子に發見せられ、貝輪が通常女體に存在するが如きこと之れなり。

第三部報告 此中には主として人骨測定を記述す可きなり。問題の性質上成る可く他地方の材料を一括して研究するを宜しとす。而して問題の解決には今日學者の行ふ如く、現代人骨のみの對照測定のみにては不満足なり。少なくとも千年以上を經過せる(古墳時代)日本人骨、成る可く古き諸種「アイヌ」人骨、朝鮮古人骨等も必要とす可し。從て此研究には大なる前用意を要す。余は今後に於て余が目的とする所に如何程迄進行し得るやを知らず。されど今日にして假説を樹つるは、他日時期の尙早なるを憾む可く、不幸假説を以て事實を律せんとする事もあらば、それは科學研究の眞意に非らず。余は目下に於て當然津雲貝塚に關する第一部報告を發表するのみにて甘んず可きなり。

第一 津雲貝塚に於ける人骨出土状態

(一) 出土地層及埋葬時代に關する考按

人骨分布圖(圖版第三)に示せる如く、津雲人骨は幾分列を成して埋葬せらるゝ傾向を示せり。こは固より甚だ不規則にして、各人骨例間の距離及人骨の群集状態、並びに人骨頭部の向へる方向等は屢大差あれども、概して人骨は東西を連ねる線又は東北より南西を連ねる線に埋葬

せらるゝ傾向を示せり。而て之れ後述人骨の埋葬方向が大多數に於て、東部を頭とせることゝ關係あるものにして、恐らく太陽崇拜を意味するものなる可し。而て此種埋葬方向は既に河内國府村遺跡發掘に際しても認められたる所なり。

別項發掘報告第一章發掘の條に記載せられたる如く、人骨は概して貝層下部に埋葬せられたり。多くの場合に於て貝層が將に盡きんとする頃に膝蓋骨が現はれ、主なる軀幹骨は貝層内に在るものなり。唯少數例に於てのみ身體の全部が有機層中存在するか、又は之れに反して貝層上部に存在せり。現今の畑地表面より人骨迄の深さは、後述人骨全部の位置を示せる表中に記入せり。されど地域によりて(例之は第三回發掘(a)及(b)地域)貝層が殆んど存在せざるに拘らず、有機層ありて此部に人骨が埋葬せられたり。

相隣せる人骨は略同一の深度に在りされど時として五寸乃至一尺位の水平差を示せる事あり。此事實は當時死屍を一定の深さに埋没する風習ありし事を示すものなり。注意す可きはⅢ・Ⅳ及Ⅴ地域に存在せる人骨(第四十一號・第四十三號・第四十二號・第三十五號・第二十九號・第三十八號・第三十九號等)が略同一深度に在りて、唯僅に南に向て緩き傾斜を示せる地層中に存在し、又(a)(b)地域の人骨(第五十五號・第四十四號・第五十六號等)が各同一の水平面に存せるに拘らず、兩地域の限界部、即第五十五號・第四十四號・第五十六號を連ぬる線と、第四十一號・第四十二號・第三十八號を連ぬる線との間に於て、地圖上OP點線にて示せる部分に相當して、有機層及貝層は南方に向ひて可成り急激に約一尺五寸低下し居れり。従て第五十五號・第四十四號・第五十六號人骨は第四十一號・第四十二號・第三十八號人骨よりも約一尺下位に存在す。されば此部に

於ける畑地は、現今耕地となりて一様の緩傾斜を示せども、石器時代に於て此部には上段と下段に界せられ、其間に一尺五寸内外の土地の落差ありしものなるべし。されど此段階を追ふて西に進めば、(c)及畑地域兩段の人骨共に淺在性に存す。こは當時此地の表面が隆起し居りしが、畑地整理の時に地ならしせられたる爲めなるべく、更に西方に至れば、(Ⅲ) (f) 及 (e) 地域人骨は再び深部に存すれども、唯上段に相當する部位にのみ存在し、下段に相當せる部分を缺く。但上下兩段の人骨共埋葬狀態等には特別の差異を見ず。

類似の所見は第六十五號骨(深部に存す)と第六十六號骨(淺在性)との間にも存し、兩者は深さに於て一尺五寸の差あり。第六十六號と同階段と看做す可き長谷部氏第一回發掘地の人骨は淺在性なり。惟ふに墓地の諸處に段階ありしものゝ如し。然れども段階は積み石等永久性物にて築かれしには非らず。

津雲人骨が略同時代のものにして石器時代に屬せること疑を容れず。されど詳細に検査すれば、各例相前後して埋沒せられたるものなり。即第四十三號骨胸腹部の骨骼は、第四十一號骨を埋葬するに際して破壊せられ(圖版第十五參照)又第五十四號骨の頭部左側上肢、左側肋骨等は第五十三號骨を埋葬する時に破壊せられたり(圖版第十八參照)。是等は津雲貝塚以外の遺跡地にも發掘例あり。又津雲貝塚にても長谷部博士は大正八年十二月の第二回の發掘に於いて同様の例に遭遇せり。等しく石器時代なれども、前埋葬者の所在を忘却せし時期に、再び同一地に埋葬が行はれたるものなり。されど此場合には埋葬時間に數年乃至數十年、或は其れ以上の差あるのみにして等しく石器時代に屬せるものなるや明なり。

之れと同類例に編入す可きは、地域の一部に數人分の骨が極めて不規則に集まり居ることなり。長谷部氏發掘地より此種のもの出でたりと云ふ、三人分の骨骼が集まり存し各體の骨數が完備せず(大串氏の例にも斯かる事ありしと傳聞す)是等は石器時代に埋葬を行ふに際し前埋葬者の骨骼が現はれ來りたるにより、これを集めて一個所に埋めしものなりと推測すべきなり。

余等が發掘地域の大部分に於て、(1)人骨上部の地層が毫も攪亂せられし形跡無きこと、(2)人骨の大多數が貝層下部乃至貝層下より現はれ、然も人骨を埋没せる土壤及貝殼に混じて通常唯簡單なる紋様の土器片のみを出すこと、(3)後述乳兒を容れし土器も亦無紋様黒鼠色粗雜なる土器なることにより、津雲人骨の多數は貝層最下部の遺物と大體に於て同時代に屬せるものなり。唯少數例に於ては、人骨殊に肋骨間の土中より、割合に複雑なる曲線紋様ある土器を出し、而も此上部地層の混亂を見ざるものあり。後種土器は貝層の比較的上部に發見するものなるが故に、恐らく津雲人骨は貝層最下部より貝層上部に至る連續せる一定年代間に埋葬せられたるものなり。貝層上の有機層中に發見せらるゝ新らしき形式の彌生式土器乃至祝部土器が、人骨と混じて出土することは、余の發掘地域には認めざりしことなり。

人骨と貝層との關係につきて尙注意を要することあり。貝層ありて然も人骨を見ざる地あり。貝層を見ずして人骨在る地あり。されど多數例にては人骨上に多少の貝層あり。されど餘りに貝層の厚き部位には人骨を缺けり。之れ亦津雲貝塚以外にも類例あることなり。

(二) 棺又は槨の存否置石及燔火に關する考説

〔第一〕津雲人骨の或者には其骨骼の一部が甚だ不自然なる位置に存在せることあり。其主要なる二三を記述すれば次の如し。

人骨は後述の如く概ね仰臥せるも、頭部は胴よりも幾分高位に在ること多し。而て下顎骨は頭蓋骨より往々著しく離れたる位置に墜落せるのみならず、頭蓋骨も甚だ不可思議なる位置に在ることあり。例ば圖版第八に示せる第十二號人骨に於ては、頭蓋骨は頸椎を離れて胴と反對の方向に、稍上向きに位置を變せるに拘らず、下顎骨は第五―第七胸椎の上部に在り、咀嚼面を上に向けたり。頭蓋骨と下顎骨と相離るゝこと一尺餘なり。而て胸椎骨鎖骨等は略原位置に在り。又第十九號例にても頭蓋骨は右上膊骨外側に顚顚骨を下にして落ちたり。而て骨骼の位置より判するに、其顔面部は骨骼の下前を向く筈なるに拘らず、逆の方向即上右に向へり。頭部が體の右側に落ちつゝ回轉せし證なり。而て下顎骨は頸椎骨前面に存在せり。〔圖版第九參照〕第三十號骨に於ては、頭蓋骨は顔面部を下にして左側肘關節上に在り。而て下顎骨は咀嚼面を下にして右側上膊骨上に在り。兩者相離るゝこと一尺餘なり。而て兩者間に存在せる胸椎骨、肋骨鎖骨等は略原位置に在り。〔圖版第十二參照〕第五十六號にては頭蓋骨は後頭部を上にして胸椎の中央部に在り。〔圖版第十九參照〕

頭蓋骨以外の骨に於て、位置變動の著しきものは尺骨及橈骨にして、二三例に於て一前膊に屬せる此兩骨が方向著しく異なり、且相離るゝこと一尺以上に及べるものあり。其他の骨にては位置變動を確認し得るもの稀なり。されど立て膝の位置なりしと思はるゝ大腿骨が、關節の運動範圍以外の極めて不自然なる方向に横倒れとなり居ること往々之れあり。

是等人骨の散亂は後人の手にて成りしものに非らず。何となれば上層には毫も攪亂せられたる跡無く、全身諸骨は完全に存在して唯一部の骨のみ散亂し、且散亂せる骨は完全に不自然に破損せざればなり。又樹木の根が骨骼間に進入し、之れが漸次生長するに従ひて骨骼の一部を壓排し、又は骨質に破れ目を生せしめたること之れあるべしと雖諸骨の散亂は往々之れが推測を許さざるほど不自然なり。

此現象を最も簡單に説明するは埋葬後に軟部組織が腐朽するに従ひて骨骼の一部が墜落顛倒せしことなり。されど斯かる變化を生ずるには軟部組織の腐敗する迄、兩三年乃至數年間人體の周圍に尺餘の空間が存在するを要す。従ひて此部に一種の空室即棺或は槨の存在を推定せしむ。

吾人は發掘時に棺又は槨の遺物なりと思考すべき何物にも遭遇せざりき。下記土棺を除く。されど棺又は槨は腐朽する性質のものにして、且下記理由によりて數年間死體の周圍に空間を生ずるものならざる可からず。此條件に適合するものは恐らく木材なり。而て石器を以て木板を製作すること至難なるに想到せば恐らくそれを以て組み立てたる粗末なる小棺なるべきなり。されど此者が可移動性のものなりしや、將た死體周圍に組み合せられたる原始的小槨なりしや推知するに由無し。

法醫學者の研究に據るに人體軟部の腐敗する時間は氣溫・濕度等によりて大差あれども、空中にて一の時間とすれば地中にては八倍を要す。津雲貝塚の如き濕氣を帶びたる濕性粘土内にて、通氣不良なる状態にては甚だ長時日を要す。本學醫學部法醫學教室小南氏の經驗

に據れば空中に曝せば六箇月にして成長せし人體は白骨と化し得れども、地中にては埋葬後三年を経ても肉の存在せし例あり。甚だしきものは埋葬後五十年に及ぶも、京都相國寺に於ける戊辰志士改葬例肉の殘存せし例あり。從て津雲にて肉の殘存を兩三年乃至數年に見積ることは過當に非らずと信ず。

〔第二〕棺又は槨の存在に關する間接證據として、余は乳兒を土器に容れて埋葬せし例を擧げざるを得ず。之れ石器時代人民が死體を直接埋葬せずして、周圍と隔絶せし部分に埋葬せんとする思想ありし證なればなり。乳兒を土器に容れて埋葬せし例は津雲貝塚以外にも之れあり。津雲貝塚にても大串氏は余等と同様なる一例を得たりと聞けり。余が例は圖版第十一に示す第二十六號人骨にして、埋葬用土器は其形狀と土質に於て、貝層内に於ける日用土器と同質なるが故に、恐らく土棺として利用せられたる日用土器なる可し。

此土棺は圖版第二十四に示せる如き一種の壺なり。底の直徑二寸五分上方に向ひて開き居れども上縁の下二寸五分の邊より少しく細くなれり。高さ一尺二寸五分縁部の口徑一尺二寸圖版第十一に示せる如く、口部を上にし、口部は僅かに西南に傾斜せり。埋沒せり。縁部は小なる波狀を呈せり。轆轤を使用せし形跡無く、土質は粗糙にして表面に光澤なし。黒鼠色を呈し、諸處に粗き刷毛目を留む。平底にして大さの割合に薄手なり。厚さ四―五分。貝層下部よりは此土器と同性質の破片を出すこと多し。蓋は恐らく存在し居りしならんも腐朽せり。壺内に貝殻を混せし土を容る。而て壺の五分目以下の土中には頭骨を上にして乳兒の全身骨を收めたり。

然らば津雲人骨の全數に於て木製棺又は槨の存在を假定す可きや。之れ余が胸中を往來せし疑問なりしが、大正八年十二月長谷部博士第二回津雲貝塚の發掘に参加せし榊原氏の注意によりて、幸に之れを解決す可き手掛りを得たり。即兩氏の或例及余等が二例(第四十一號と第四十三號と第五十三號と第五十四號)に於て、石器時代に前以て人骨を埋葬し居りたるが、此部に再埋葬を行ひたる例あること上述の如し。此場合の二例に於て(長谷部榊原氏例及余の第五十三號・五十四號例)舊埋葬の一體乃至二體の骨骼の一部分は切斷せられ、其同一水平面に新らしき一體が埋葬せられたり。而て切り取られたる骨骼の殘部と、新埋葬體とは密に相接し(第四十一號及第四十三號)其間に到底木壁を築造する餘地無きなり。此事實は津雲人骨の若干數には棺又は槨と云ふ程のものなく直接地下に埋葬せられ居りたるを語るものなり。

〔第三〕更らに發掘時に注意を惹くものは、焚火の跡と大小の石塊なり。割合に屢認むる所は頸部或は頭骨直下に、直徑數寸の石が置かれたることなり。石質は一定せず(砂岩・花崗岩等)自然面の存在せるもの多し。又不規則に打破られたる跡あるものあれども、故意に或形狀に加工せられたるもの無し。骨骼に密接して割合に大なる石が存在せしは第五十六號のみなり。こは男性の仰臥屈葬にして圖版第一九に見る如く兩側大腿を屈して、直徑一尺許の自然石が恥骨上より兩胯の間に存在せり。此石が曾て河内國府に發見せられたる、胸部に石を置き、石を抱きたる姿勢にて埋葬せられたるものと同様なる意味なりや否や、吾人の審かにせざる所なり。

第三號(男性)例にては腹部の上方に於て、骨骼より一尺許を距てたる地中に、一尺内外の自然石あり。仰臥屈葬なりしが右側肘關節の右方及左側肘關節の左方に於て、一尺餘距りたる地中

に略同大の自然石が一個宛あり。即本例にては死屍の上腹部の高さに於て、上右左の三方に死屍より各一尺許の距離にて、三個の略同大なる自然石ありし理なり。又第一號骨胸部上方に於て死屍より數寸を距りたる地中に三角形の平盤石あり。圖版第四に見るが如く其上方を向へる面は滑澤に研磨せられたり。恐らく一種の砥石なるべし。此石は略等邊三角形を成し、其三邊の長さ八寸・五寸五分・七寸なり（厚さ二寸）而して三角形の尖頂點より底に下せし垂線は體の長軸と略一致し居れり。寫眞にては撮影の都合上此石を死屍の左側に置けり。

以上三例は死屍に對して多少意味ありと覺ぼしき置石例なり。自餘の例にても屢骨骼の上部又は側部に於て、骨骼より一二尺離れて、大小の自然石が少數乃至多數存在せることあり。然れども此石を以て特に骨骼を包圍せりと思はるゝ例無し。

〔第四〕發掘に際して吾人の注意を惹きしは、貝層中に焚火のあることなり。即二三尺乃至數尺の局限せる部分に於て、炭片灰等が出づること多く、且此部分の貝殻及獸骨片は明かに火力を蒙れり。而て此部には同時に數寸乃至一尺大の自然石が數個或は其れ以上、不規則に存在し石の若干數は火力によりて焼け石となれり。之れ明らかに焼け灰を放棄せしに非らずして此部にて焚火を行ひたる證據なり。

此焚火の跡は總ての死屍に一箇所宛必存せるものに非らず。又人骨に對する位置關係も種種にして人骨直上數寸乃至尺餘の距離に存在せることあり。或は人骨より少しく距りて骨骼の上左右孰れか一方の貝層に存在せることあり。人骨との間に數寸乃至尺餘の貝層を挟み、人骨が直接燃燒せしは、下記阿高貝塚の一例あるのみなり。從て發掘時に焚火の跡を發見すれば

近傍に人骨あることを知れり。而て焚き火跡は余の發掘地域のみにても二十個所以上に及びり。

從て此焚火は死者に對して或關係を有するものなり。されど總ての死者に一個所宛の焚き火跡を伴はざること、焚き火の所在部位と個々死體の位置的關係が一定せざるにより、此風習は或死屍に對する特別なる待遇若くは死者全部に對して一定時日に墓地内に行はれたる習俗なるべく、恐らく後者の推測が其當を得たるものならん。

【附記第一】 死者に對して焚き火する風習は日本のみならず、世界各地に見る所なり。小川教授の談に據ればこれを燔火と云ふ由なり。從て余は此交字を使用せり。

【附記第二】 大正八年十二月下旬、余等は肥後國下益城郡阿高村西阿高貝塚を發掘して興味ある所見に接せり。余等の發掘地は曾て山崎氏が數年前に發掘して數十體の石器時代人骨を獲たる地に接し、同氏地域の西北隅に於ける道路の一部なり。當時の實驗者の談に據れば山崎氏は余の發掘地より二三尺乃至五六尺南方の地中より數體の人骨を發掘せりと云ふ。

余等は長さ七尺、幅三—四尺の地帶より男性成人の骨格一體（西方に存せり）、小兒の骨格一體（東方に位置せり）を得たり。而て中央部よりは女性成人の骨格一體を得たり。孰れも地下約三尺の貝層最下部に存在せること津雲及蟲貝塚等に於けると等し。

男性骨格は火力の作用を受け居らず。されど小兒骨格の一部、殊に女性骨格の大部分は火のために黒燒きとなれり。焚き火は主として女性の胸部に於て行はれたるものにして肋骨・骨盤・脊椎骨は灰化し、大腿骨・上膊骨・前膊骨等の半ばは灰化し、残れるものも大部分骨炭と化せり。而て此部の獸骨片及貝殻も火力を蒙れり。然も焚火の跡は直徑四五尺の範圍なるに過ぎず。又女性骨の頭蓋骨は僅かに燃燒せるのみなり。

燒け残りの骨片に對する火力の働きの工合より判するに、此人骨燒棄は軟部組織の消失時期に行はれたるものにして、軟部存在時期に（即ち火葬の目的或は埋葬直後に死者に對する焚火が近きに失せるため）行はれたるものに非らず。余等が今日迄採集せし約九十例の石器時代人骨及他研究者の採集例に未だ一回だも斯かる例を見聞せざること、及軟部附着骨格を灰化するには非常に強力なる火力を要すること、亦余等の推

測を確むるに足れり。

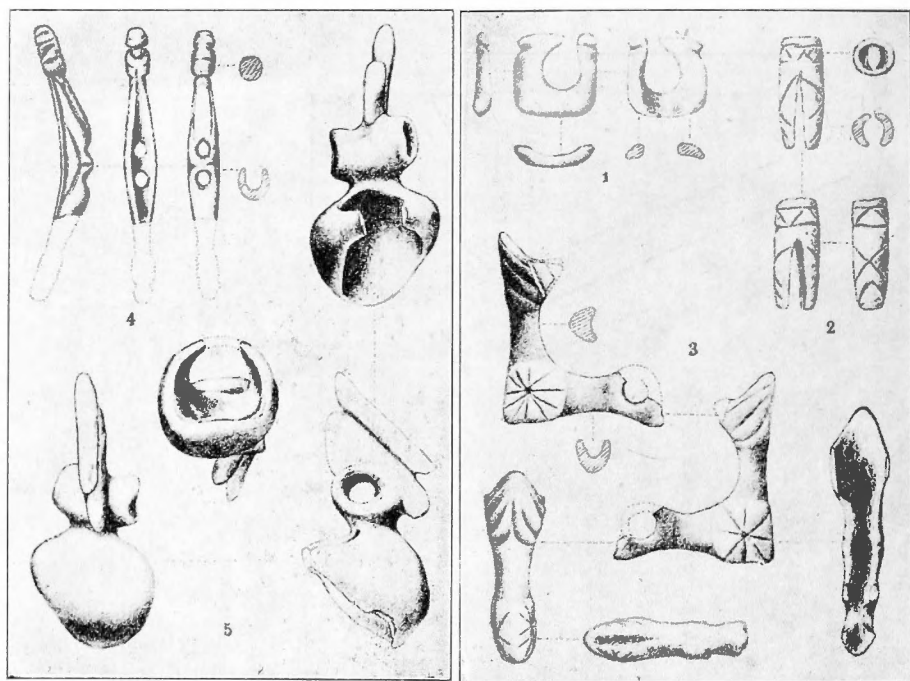
從て此骨骸は埋葬後一定年月を経て軟部が累腐敗し去りたる後に、此部に掘り凹められたる穴中の火力によりて燒棄せられたるものなり。燒棄年代は固より判明せず。されど有史時代に行はれたる偶然的焚火とすれば甚だしく特殊の場合ならざる可からず。然も此特殊場合を想像するの手懸りを得ず、又一方石器時代に墓地に行はれたる焚火の風習ある以上、余等は石器時代に於て一度埋葬せられたる死體の位置を忘却して、再び此部に凹處を造り、他の死者或は死者全部に對して焚火せしならんと思考するが自然的なるべし。而て焚き火によりて舊埋葬の人骨は偶然燃燒の災厄を蒙りたるものなり。

(三) 人骨附屬遺物

〔卷首圖版及圖版第二二〕

人骨に對して生前或は死期に或關係を有せし遺物(人骨附屬遺物又は廣義の副葬品)と人骨間に混入せし土壤中の遺物(人骨混入物)との鑑別は往々困難なり。茲には確かなる人骨附屬物として鹿角製腕飾・貝製腕飾・鹿角製耳飾・鹿角製腰部出土品及石製頸玉を舉ぐ。乳兒を溶れたる土器につきては既に述べたり。

混入遺物として屢遭遇するものは石鏃等の小石器なり。頭蓋骨等の割れ目より頭蓋腔内に土壤を混入せり。又肋間腔・骨盤腔内にも存在せり。然れども之れを以て生前石鏃の爲めに受傷せしものなりとするは何等の根據無きことなり。歐洲發見の或例に見る如く、石鏃の存在せる爲めに骨膜炎を生じ居るに非らざれば、人體との間に關係を認め得ず。石鏃に因する軟部損傷は何等證據をも殘さず。土器小破片の混入も屢遭遇せり。此破片は通常貝層下に多き無紋粗雜のものなれども、少數例にては貝層上部に見る所の複雑なる曲線紋様ある土器なること既述の如し。圖版第九に示せる第十七號例には此種土器の一片を示せり。これ胸腔の土



(Fig. 5) 圖五第 品飾裝製角鹿 (Fig. 4) 圖四第

壤中より出でしものなり。其他第九號例にては、頭蓋骨左側に接して鹿角製釣針一個を出せり(圖版第七參照)又石斧破片を出せし例あれど、人骨と或關係を確かめ得ず。

〔第一〕鹿角製腕飾

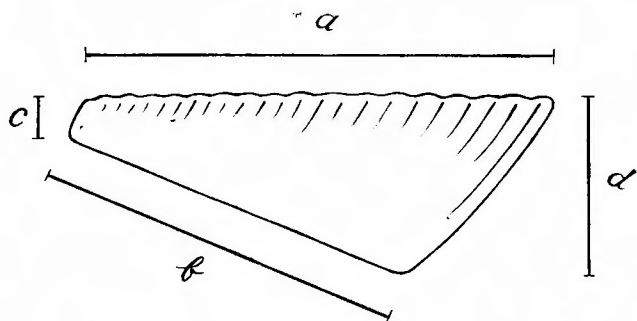
珍品にして人骨と共に發見せられしに非らずんば其用途を知り得ざりしならん。第五圖中(4)に示せるが如く、少しく彎曲せし棒狀物にして、一端を缺損せるも全形を推知し得可し。端部及中央部には簡單なる彫刻あり。彎入部には縦に走れる溝あり、又中央部に近く二孔を穿てり。

圖版第七に見るが如く、此者は第十一號例の左腕手背側に於いて、手關節より約一寸上部に存在し、彎曲部を骨の方向に向け、且棒狀物の縦軸は前膊骨の縦軸と直角を成せり。されば此腕飾は中央部の二孔に紐を通じて前膊部に縛り付けしものにして、器の彎曲側即彫刻ある部分は露出せしものなり。而

て第十一號は成年女子なり。

〔第二〕 貝製腕輪

人骨の前膊に嵌入せられたる貝輪は悉く魁蛤^{アカガヒ}亞目の二枚貝にしてもがひと稱するものなり而て之れを有するものは常に女子なるが如し。但男子にも之れあるや否や、又如何なる年齢より貝輪を使用せしやは整骨の上ならでは明言し得ず。



(Fig. 6) 圖六 貝輪側面圖

【附記第一】 化骨線を有する小兒の骨骼には通常貝輪の嵌入を見ず。されば一定年齢に達せし後に貝輪を用ひ、爾後生長すると共に拔去し得ざるに至りしこと明らかなり。發掘貝輪は十歳内外の小兒に試むるに容易に嵌入し得可し。或人にては手首の存在せるが爲め前膊に送入し得ず。斯かる風習は南洋にも存し、且貝輪送入には特殊の専門技術家ありて、苦心して大なる手にも小なる貝輪を送入し得るを云ふ。

【附記第二】 貝輪に就きて記述するに際し各部に名稱を附記し置く必要あり。貝輪製造には二枚目の一枚を採りて先づ其殻頂部を打ち破りて一定の大きさの穴を穿ちし後、此破孔縁及貝殼の腹側縁を研磨平滑ならしむ。又貝殼の表面を磨りみがきて平滑ならしむ。而て貝輪を嵌入するには貝殼固有の腹側縁より殻頂に造りたる穴の方向に前膊部を送入す。從て固有腹側縁は貝輪の上入口部なり(第六圖參照)殻頂に造りたる穴は下入口部即手首に近き方向なり。而て貝殼の腹側縁は必らず前膊手甲面に向くるが故に前部となり、蝶鉸に近き部分は前膊手掌面に在らしむ。從て後部となる。之れに對して貝輪に左右兩側部を生ず。而て貝輪を平盤上に置きて側面より觀察するに、前部は高く、後部は低きものなり上記の位置に貝輪を嵌入する時には、貝輪の廣くして且美麗なる前面は手甲側に露出するのみならず、貝輪と前膊面に存在せる自然の彎曲は良く適合し嵌入貝輪は手仕事の障礙ともならず、又貝輪自己も容易に破砕するものに非らず。

貝輪の製作は各例共精巧にして、其面は美麗に研磨せられたり、而て

貝殻の自然面に存在せる線狀凹凸は磨滅せられて平滑となれり。唯六十二號例に於ては、其前膊に嵌入せられたる各一個の貝輪は、前面の研磨不充分なりしたため、線條が残存せり。されど下の入口縁は良く研磨せられ居れり。余等が発見せし六十六例中、貝輪を有せしは九例(三十個)なり。兩腕に嵌入せし貝輪の數は左表の如し。

【備考】第二十八號例には大なるよめが、貝の項部を切り取りて貝輪を製せるもの出でたり。此人骨は圖版第十二に示すが如く小兒にして且座位屈葬なり。貝輪は前膊骨に於て諸骨間に挟まりて存在せり。但骨の位置關係上前膊骨より脱落せしものに非らず。多分混入品にして人骨附屬物には非らざるが如し。されど貝の種類としては珍奇なるものなるのみならず、著しく小形なり。仍て其形狀を圖版第二二に掲ぐ。又其大さを次表にて參考のため示し置けり。第四十二號例にては其右側膝關節部に一個の貝輪ありしも附屬物なりや否や疑はしきが故に計數に加へず。

	第四號	第六號	第七號	第廿三號	第卅四號	第卅七號	第卅八號	第四十一號	第六十二號
右腕貝輪數	〇	一(破損)	一	一	七	一	二(破損)	〇	一
左腕貝輪數	一	〇	一	〇	八	一	二	二	一

貝輪の大きさは左表の如し

人骨番號	貝輪		下入口部		上入口部		高サ	後部最小幅	前部最大幅
	左右徑	前後徑	左右徑	前後徑					
第四號左腕	二、〇寸	一、四五寸	二、四寸	一、六五寸	〇、三—〇、四五寸	〇、二五寸	〇、四五寸		
第六號右腕(破損)	不明	不明	不明	不明	不明	〇、三寸	不明		
第七號	右腕	一、八五寸	一、四寸	一、九五寸	〇、二五—〇、七五寸	〇、二五寸	一、〇寸		
	左腕	一、九寸	一、六寸	二、五寸	二、一寸	〇、二五—〇、八寸	〇、三五寸	一、一寸	

第二十三號	右腕	二、〇寸	一、五寸	二、六寸	一、七五寸	〇、四一〇、七寸	〇、三五寸	〇、九五寸
第三十四號	右腕 第一	一、八寸	一、五五寸	二、一寸	一、七寸	〇、一一〇、二寸	〇、一寸	〇、三寸
	右腕 第二	一、八五寸	一、四寸	二、二寸	一、七寸	〇、一一〇、二寸	〇、一寸	〇、三寸
	右腕 第三	一、八寸	一、五寸	二、三寸	一、七寸	〇、一五〇、三寸	〇、一五寸	〇、四五寸
	右腕 第七	一、九寸	一、六寸	二、三寸	一、七寸	〇、一一〇、三寸	〇、一五寸	〇、四寸
第三十六號	左腕 第一	一、七寸	一、四寸	二、一寸	一、六寸	〇、一五〇、三寸	〇、一五寸	〇、四寸
	左腕 第二	一、八寸	一、五寸	二、〇寸	一、六寸	〇、一一〇、三五寸	〇、一寸	〇、四五寸
	左腕 第八	一、八寸	一、六寸	二、二寸	一、七寸	〇、一一〇、三寸	〇、一五寸	〇、四寸
	右腕	一、九五寸	一、六寸	三、四寸	二、四寸	〇、六一一、三寸	〇、五五寸	二、〇寸
第三十八號	左腕	二、〇寸	一、六寸	三、三寸	二、五寸	〇、五一一、二寸	〇、六寸	二、〇寸
	右腕 第一	不明	不明	不明	不明	不明	不明	〇、七寸
	右腕 第二	不明	不明	不明	不明	不明	不明	〇、九寸
	左腕 第一	二、〇寸	一、六寸	二、六寸	二、三寸	〇、二五一〇、七五寸	〇、三寸	〇、七寸
第四十一號	左腕 第二	二、〇寸	一、五寸	二、六寸	二、三寸	〇、二五一〇、六寸	〇、二寸	〇、六寸
	左腕 第一	一、八寸	一、六寸	二、六五寸	二、二寸	〇、三一〇、四寸	〇、四寸	〇、五五寸
	左腕 第二	一、七寸	一、六寸	二、三五寸	一、八寸	〇、三一〇、三五寸	〇、三五寸	〇、四五寸
	右腕	一、八五寸	一、六寸	二、五寸	一、八寸	〇、三一〇、六寸	〇、三寸	〇、八寸
第六十二號	左腕	一、八寸	一、五五寸	二、四寸	一、七寸	〇、二五一〇、七寸	〇、三寸	〇、七寸
第二十八號	(人骨近傍)	(一、五寸)	(一、〇寸)	(二、二寸)	(一、七寸)	不明	(〇、四寸)	(〇、六寸)

【備考】 二個以上一腕に嵌入せし場合には手首に近きものを第一貝輪とし、之れに遠ざかるに従ひて第二第三等と順次番號を附せり。
第三十四號骨にては右腕に七個、左腕に八個の貝輪を有せり。此例にては前膊骨に土を附して貝輪を附着せしより保存せしが故に、貝輪の一部のみ計測せり。されど畧同大なる貝輪を多数嵌入せるのみなり。

表によりて明らかなるが如く、下入口部の大きさは各例殆んど同一にして、左右徑約二寸、前後徑約一寸五分なり。こは手首を挿入するため、穴の大きさを一定する必要ありしものにして、貝輪挿入が各例略同一年齡にて行はれたる確證なり。上入口部の廣さは各例大差あり。之れ貝輪の幅によりて異なるがためなり。貝輪の幅は各例大に異なり。最大なるものは前部の幅員二寸に達し最小なるは三分に過ぎず。後者は第三十四號例のものにして、兩腕に合計十五個の貝輪を挿入せり。貝輪は略同大にして精巧なれども菲薄なり。

【備考】 以上述ぶる所によりて明かなるが如く、腕部裝入用の腕輪の下入口部の大きさは一定せり。若し下入口部が之れよりも著しく大又は小なる貝輪（例へば第二十八號の小貝輪（圖版第十二參照）を發見せば、こは恐らく腕輪の目的にて製造せられしものならず。他に用途ある筈なり。但津雲貝塚以外に於ても然るや否や今後の研究を要す。

又上記九例中四例のみは片側腕部にのみ貝輪を挿入せり。此中二例は各腕のみに右一個、一例は左腕のみに一個、一例は左腕のみに二個を入れたり。殘部五例は兩腕に貝輪を挿入せるも此中三例は兩腕に各一個、一例は兩腕に各二個、一例は實に右腕に七個、左腕に八個の多數を入れたり。同一例に於ける兩側貝輪略同大、同一形狀なり。從て當時の風習として兩腕に同數の貝輪を挿入せしも、年齡の長するに従ひて破碎し、隻腕にのみ貝輪を有するに至りしものならん。されど特殊事情ありて故意に一定時期に貝輪を打破る習慣ありしやも知る可からず。尙此點に就きては整骨後に報告す可し。

二個以上貝輪を挿入せし例にては、第一貝輪の内面（即上面）と第二貝輪の外面（下面）とは相密接するものとす。從て隻腕に七八個の貝輪を挿入せしものに在りては、腕の手背面には蛇腹に

似たる貝輪層が露出するものなり。而て當時華美を競ふの風習ありしことは、甚だ太き貝輪(第三十七號の貝輪は幅二寸なり)を挿入せるか又は多數挿入(第二十四號の左手八個の貝輪の手甲側露出面總幅は二寸三分に達せり)せし例あるによりて推知し得可し。

貝輪を有せる例には往々他種附屬品あり。即第二十三號は同時に下記腰部附屬品を有し、又三十四號にては多數貝輪の外鹿角製耳飾りを有せり。是等は高貴の地位にありしか、又は特に華美を好みし者なるべし。

若し現今日本人が云ふ所の美を標準とし、骨骼によりて此兩女性例の顔貌を判斷せば、鼻低く且第二十三號は可なりの出齒なり。美人の部には入り難し。

〔第三〕 鹿角製耳飾

河内國國府遺跡よりは石製及土製耳飾を多數發見せるに拘らず。津雲貝塚よりは此種遺物の發見稀れなるは注意す可きことなり。此種小形遺物は注意して發掘するに拘らず吾人の眼を逸し去るものなりと覺しく、耳飾は洗骨及整骨に際して、頭骨に附着せる土塊中より發見せらる。余は大串氏を訪問せし際、同氏は津雲貝塚發見品なりとて余に耳飾を示せり(第七圖)其形狀下記の品に類似し、同氏も頭骨を洗滌するの際顙顚骨の外面に於て同骨顙骨突起の内部に存せし土中より發見せしものなりと云へり。

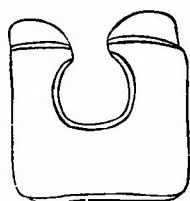
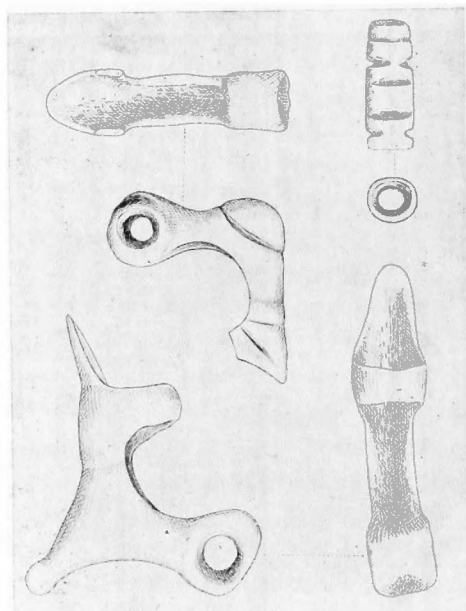


Fig. 7 圖七第

余等が發見品は第三十四號の左耳に存在し居りたるものにして、顙顚骨の鼓室部外側に於て、同骨の顙骨突起各部に密着せる土中より發見し、發掘時には氣付かざりしも整骨の目的にて洗骨せし際發見せしものなり。實大圖を示せ

る故に寸法を記せず。平板なれども鹿角皮質を使用せしたため、自然面に沿ひて稍彎曲せり。彎入面は内側(顙顚骨面)に向ひ、突出面は外側に向へり。上方中央部に一個の切り込みあるがため、上



長谷部博士發見鹿角製裝飾品

Fig. 8 圖 八 第

側に向ひて二脚を生ぜり。外面より檢するに前脚は後方に向ひて彎曲し、其端は尖れり。又前方に淺き一條の切り込みあり。後脚は眞直なれども、後端部に近く一條の横線あり。全體は角張らざる四角形なれども、鹿角製釣針を強く屈曲せしめたるが如き形狀を呈せり。裏面の形狀も外面と略相等し。此遺物は小形なる點と前脚の形狀とに於て大串氏例と異なれども、河内國國府發見の石製玦と其形狀に於て共通のものなり。唯津雲貝塚よりは未だ石製品を發見せざるのみなり。

〔第四〕 鹿角製腰部出土品

此類のものは三例を獲たり。圖版に全部實大に示したるを以て大さを特記せざる可し。

(A) 成年屈強なる男子(第三號骨)の右側腰骨上前棘上方の土中に發見せり。圖版第四圖中の向て右側の品は余等が發見品なり。之れと略同大、同一形狀のものは同地松枝惣十郎氏が發見せり。請ふて比較のため同圖向て左側に置けり。松枝氏のものは外部に彫刻を見ず。されど余等の品は一端の紐通し穴が破損し居れど、松枝氏藏品は紐通し穴が能く認めらる。

此角器は全體く字形を呈し、外面は美麗に磨かれたり。兩脚の屈曲部には圓を中心部に置き、日の丸に似たる放射線を彫刻せり。線は一側に於て八條、他側に十一條を刻せり。一脚の端部は尖り、他脚の端部には紐通し穴あり。内面即角髓面は深く堀込まれて溝を生ぜり。(第四圖3)

(B) 屈強の成年男子の薦骨後部に密接して(正中線より少しく左側に偏し)發見せられたり。(第五十三號骨)前者の類品なれども大形にして此種遺物中の絶品なり。二個の紐通し穴あり。穴の方向は相互直角に存す。一端の穴が少しく缺損せるのみなり。外面は磨かれ裏面は割り凹まれしこと前例に等し。奇妙なる形狀を呈し、側面よりすれば幾分鶏の頭に類似せり。(第五圖5)

(C) 腕に一個の貝輪を有せる成年女子(第二十三號骨)の第三腰椎骨體部に密接して出土せり。圖版第十にては撮影の都合上此物を脊椎骨體部の前面に置きたれども實際は左側に密接して位置し、體部と此品の長軸とは平行し居たり。

此品は一見矢筈に似たり。圓柱形にして中空なり。下端より深き切り込みあり。切り込みの存する方を骨盤の下方骨盤の存する方向に向けたり。外面は滑かに研磨せられて簡單なる彫刻線あり。(第四圖2)

以上三品は孰れも紐通し穴ありて、下腹部又は腰部に發見せらる。恐らく用途に於て共通のものなるべし。長谷部氏も第二回發掘の際類品二箇を發見せり。(第八圖)

〔第五〕 石製頸飾

第二十八號骨洗骨の際其の頸部と思はるゝ所より、黃綠色石製小玉七箇を發見したり。圖版に其の實大を示したるが、石質は蛇紋岩にして半透明なり。其の穿孔法は一方は大に、他方は小

なること、石器時代の曲玉と相同じく、又た製作に稍々角張りたる處あるを見る。恐くは紐を通じて此の可憐なる小兒五歳位の頸部を飾りたる儘埋葬せるなる可し。

(四) 人骨各部の相互的位置及埋葬方位。

津雲人骨は規則正しとは云ひ得ざるも、多少列を成して埋葬せられ居ることは、人骨分布圖によりて明かなり。而て埋葬の位置及方向にも多少の規定あり。今之につきて少しく述ぶ可し。

〔第一〕身體の前面が向へる方向によりて分類する時は、津雲人骨は大多數に於て仰臥葬なり、即背部を下にし體の前面を天に朝せり。されど仔細に検査すれば脊柱は必らずしも常に水平に存せずして、上半身は下半身より僅かに上位となれること多し。これ種々の程度に於て顔面部を下方に屈せしめしがためなり。例によつては後頭部乃至頸部に石を置きあること既述の如し。唯三例のみ座葬なり。第八號第二十八號、第五十五號、即頭部を上にし、骨盤を下にし、諸關節は屈曲せり。又仰臥例にても多少横位を取れることあり。第二十九號例にては左側を下にし、第五十二號例にては右側を下にせり。但轟報告第十八號例は、完全なる横位に存せず。

身體各部の位置關係より論ずれば、屈葬最も多く、伸展葬は唯二例のみなり。而て伸展葬が屈葬よりも古き時代に行れたることもありと云ふ事實を提供せるは奇なりと謂ふ可し。

伸展葬は二例共頭部を南又は東南とせり。之れ津雲貝塚には稀なることなり。然も二例共骨質の不良なりしは遺憾なり。第三十五號にては圖版第十四に示す如く明かに兩側下肢を伸展し、兩上肢亦伸展して、仰臥の位置にて氣を付けの姿勢を取れり。第四十三號は圖版第

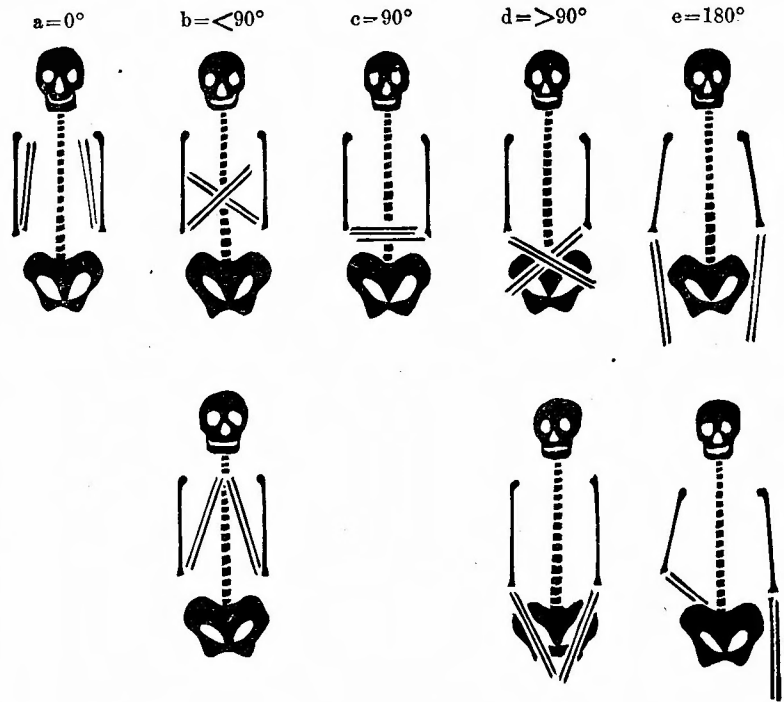
十五の如く第四十一號の爲に胴部を切斷せられたれど其兩脚は前例同様に伸展せられたり(大腿骨は缺くも脛骨の位置より見れば伸展葬なり)但本例上肢の位置は切斷せられたれば明かに知る由無けれども右側上肢は肘關節に於て軽く屈曲せり。故に不全伸展葬なり。而して第四十三號は第四十一號の屈葬時よりも古く埋葬せられしものなること既述の如し。屈葬は四肢の大關節を屈曲せしめて極めて窮屈なる位置をとるものなり。屈曲す可き主要關節は(一)胸部より頸部に亘れる脊椎(二)上肢殊に肩及肘關節(三)下肢殊に腰及膝關節なり。脊柱の前屈は計數的には云ひ現はし難し。されど出土寫真版にて見るが如く、顔面は種々の程度に於て身體の下前を向へり。されど既述せるが如く頭蓋骨の死後轉位あるが故に、確なる原位置を決定すること往々困難なり。従て表示を略せり。

顔面部は時として前面を向かずして側面に向へることあり。之れ亦元來斯くありしや、或は死後の位置變動なりしや判明せざること多し。

四肢大關節の屈曲は略原位置を認め得可し。メース(Mace)氏は埃及石器時代墳墓發掘記事に於て人骨の位置を或部位にては著しく細別して記載せるも、屈曲の程度に於て細別することは徒らに繁雜を増すのみなるを以て、余は各例につき次の分類法によりて記載すべし。位置關係は第九圖と對照ありたし。

肩關節に就きては記載するの必要無し。之れ肩關節は常に強く屈曲し上膊骨は胸側に沿ひて存在するがためなり。

肘關節に就きては次の如し。



(a) 前膊骨が上膊骨上に存在し兩者の角度零に近きものあり。表には0と記す可し。

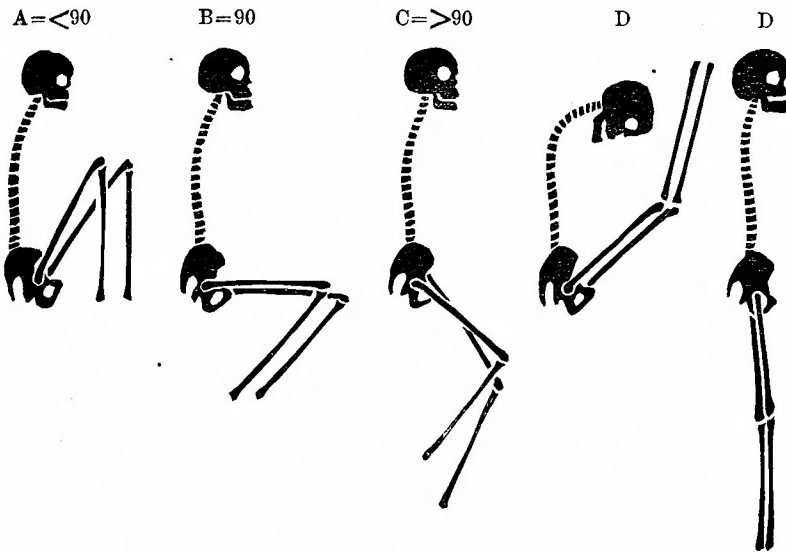
(b) 上膊骨に對して前膊骨が九十度以下の屈曲位置に在ることあり。之れを表中に $\wedge 90^\circ$ と記す。角度の小なる場合ほど手は顎に接す。例によりては上下兩顎骨間の口中に相當する部分に指骨あることあり。角度の大なる程手は下に在りて、兩側前膊は胸部にて交叉す。此場合右腕を上にするこことあり、又下にせることあり。斯かる小差は表中に掲載せず。

(c) 前膊骨が肘關節にて約九十度に屈曲せる場合あり。表には 90° と記せり。

(d) 上膊骨と前膊骨間の角度が九十度以上の場合には $\vee 90^\circ$ と記せり。角度が大なると共に手は骨盤上に現はる。兩腕が此位置を執る場合には左右腕の孰れか一方が上位に在り。

(e) 肘關節が殆んど伸展せる場合には 180° と表記せり。此場合には前膊骨は骨盤の外側に位置すれども時として體の後側に存し、腰椎又は薦骨後部に前膊骨の一部が存在する事あり。

第九圖 B 腰關節屈曲圖



同様に膝關節に於ても大腿骨が脊柱の長軸に對して挟む角度によりて

(A) 九十度以下の種々の角度なれば $\angle 90^\circ$ と記す

(B) 略直角なれば 90° と記し

(C) 九十度以上の場合には $\vee 90^\circ$ と記し

(D) 伸展して略二直角を成す場合には 180° と記す。

膝關節にても脛骨が大腿骨に對して挟む角度によりて區別する時には

(イ) 最多くの場合には九十度以下なり。之れを $\angle 90^\circ$ と記す。

(ロ) 九十度以上の場合には $\vee 90^\circ$ と記す。

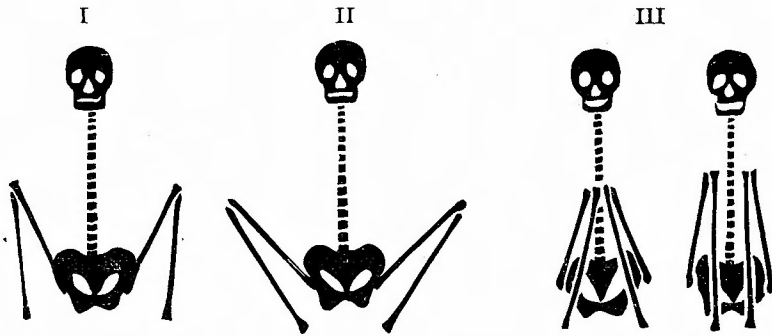
(ハ) 伸展葬の場合には二直角を成せり。稀れには(第二十四號例)膝關節は強く屈曲し、膝關節が二直角に伸展せる場合あり。孰れも 180° と記す。

此他兩側膝關節の距離及兩足の距離に差ある場合あり。されど下肢骨は往々横臥れとなり居るため總ての例を通じて區分し得られざるにより表には記入せず。認め得る例のみに就きて記せば左の如し。

(I) 兩例膝關節が離れて、兩足の離れ居る場合は第

第九圖 C

人骨腰關節屈曲圖



十號第十二號第四十號第四十一號第四十四號第六十號第六十一號第六十五號なり。

(II) 兩側膝關節が離れて兩足が近接せる場合は第二號第六號第二十三號第三十號第三十二號第五十號第五十六號なり。

(III) 兩側膝關節が近接し、兩側が離れ居る場合若くは兩側膝關節が近接し且兩足が近接せる場合は第三號第四號第十三號第二十五號第二十七號第三十四號第三十七號第四十二號第五十三號なり。

【備考】 次表中不明と記せるものは多くの場合に於て該部の四肢骨が存在せざるものなり。されど其他の場合(第二十一號・第二十二號・第四十五號・第四十八號・第四十九號・第六十六號)には甚だ幼小なる小兒なり。斯かる例にても通常大人に於ける如く仰臥屈葬なり。唯化骨線が存在し四肢骨が散亂せるため、四肢骨相互の角度を知るに苦しみたるにより省畧せるものとす。

表に據りて明らかなるが如く、既記全身大關節が高度の屈曲を示せるは唯二例(第四十二號及第六十一號)あるに過ぎず。自餘の例にては大關節の多數は屈曲の位置に在れども關節の少數は伸展位置又は伸展に近き位置に在り。諸關節中にて肘關節は最も多くの例に於て伸展し腰關節之れに次ぐ。之れに反して肩關節は常に屈位を示し、膝關節は全例中唯二例を除くの外は屈曲せり。膝關節の伸展せる二例は伸展葬(第三十五號及第四十三號)なり。残りの一例は注意を要

第十四號	第十三號	第十二號	第十一號	第十號	第九號	第八號	第七號	第六號	第五號	第四號	第三號	第二號	第一號	人骨番號		
>90°	180°	180°	<90°	>90°	0°	不明	0°	0°	>90°	>90°	<90°	<90°	0°	右	肘關節屈曲度	
>90°	180°	<90°	0°	<90°	<90°	不明	<90°	0°	180°	>90°	0°	<90°	<90°			
<90°	<90°	>90°	90°	<90°	<90°	不明	<90°	90°	90°	>90°	90°	90°	<90°	右	腰關節屈曲度	
<90°	90°	>90°	90°	<90°	<90°	不明	<90°	90°	90°	90°	<90°	<90°	<90°			
<90°	<90°	<90°	<90°	<90°	<90°	<90°	<90°	<90°	<90°	<90°	<90°	<90°	<90°	右	膝關節屈曲度	
<90°	<90°	<90°	<90°	<90°	<90°	<90°	<90°	<90°	<90°	<90°	<90°	<90°	<90°			
仰臥屈葬	仰臥屈葬	仰臥屈葬	仰臥屈葬	仰臥屈葬	仰臥屈葬	座位屈葬	仰臥屈葬	仰臥屈葬	仰臥屈葬	仰臥屈葬	仰臥屈葬	仰臥屈葬	仰臥屈葬	葬位	方	向
東東南(頭)―西西北	東北(頭)―西南	東東南(頭)―西西北	東(頭)―西	西南(頭)―東北	西北(頭)―東南	不明	東(頭)―西	北北東(頭)―南南西	東北(頭)―南西	北(頭)―南	南南東(頭)―北北西	東北(頭)―西南	東(頭)―西			
二尺一寸	一尺五寸	一尺三寸	一尺三寸	一尺一寸	一尺三寸	一尺五寸	一尺四寸	一尺二寸	一尺四寸	一尺三寸	四尺	三尺七寸	四尺二寸			

第十五號	第十六號	第十七號	第十八號	第十九號	第二十號	第二十一號	第二十二號	第二十三號	第二十四號	第二十五號	第二十六號	第二十七號	第二十八號	第二十九號
不明	<90°	<98	不明	<90°	>90°	不明	不明	90°	<90°	180°	不明	90°	不明	>90°
不明	90°	90°	不明	0°	180°	不明	不明	<90°	0°	<90°	不明	>90°	不明	180°
不明	90°	<90°	不明	90°	<90°	不明	不明	>90°	90°	<90°	不明	>90°	<90°	<90°
不明	90°	<90°	不明	90°	90°	不明	不明	90°	<90°	<90°	不明	>90°	<90°	90°
不明	<98	<90°	不明	<90°	<90°	不明	不明	<90°	<90°	<90°	不明	<90°	<90°	<90°
不明	<90°	<90°	不明	<90°	<90°	不明	不明	90°	180°	<90°	不明	<90°	<90°	<90°
不明	仰臥屈葬	仰臥屈葬	不明	仰臥屈葬	仰臥屈葬	仰臥屈葬	仰臥屈葬	仰臥屈葬	仰臥屈葬	仰臥屈葬	不明	仰臥屈葬	座位屈葬	橫臥屈葬
不明	東東北(頭)―西西南	東南(頭)―西北	不明	東(頭)―西	北(頭)―南	東(頭)―西	不明	西南(頭)―東北	東北(頭)―西南	東東北(頭)―西西南	不明	北(頭)―南	不明	東北(頭)―西南
一尺五寸	九寸	一尺二寸	一尺二寸	一尺二寸	不明	一尺二寸	一尺五寸	一尺八寸	二尺三寸	二尺四寸	二尺三寸	一尺五寸	一尺六寸	一尺五寸
諸骨散亂せり		骨格の一部分のみ存す				小兒骨	小兒骨					壺中に入れられたる乳兒の骨		

第三十號	第三十一號	第三十二號	第三十三號	第三十四號	第三十五號	第三十六號	第三十七號	第三十八號	第三十九號	第四十號	第四十一號	第四十二號	第四十三號	第四十四號
180°	不明	180°	<90°	<90°	180°	>90°	>90°	90°	<90°	>90°	90°	>90°	0°	0°
>90	不明	>90°	0°	90°	180°	>90°	>90°	90°	<90°	180°	>90°	>90°	0°	0°
<90°	不明	90°	<90°	<90°	180°	>90°	>90°	90°	<90°	<90°	90°	<90°	不明	90°
<90°	不明	<90°	<90°	<90°	180°	>90°	>90°	90°	<90°	<90°	90°	<90°	不明	>90°
<90°	不明	<90°	<90°	<90°	180°	>90°	>90°	90°	<90°	<90°	90°	<90°	不明	>90°
<90°	不明	<90°	<90°	<90°	180°	>90°	>90°	90°	<90°	<90°	90°	<90°	不明	>90°
仰臥屈葬	仰臥屈葬	仰臥屈葬	仰臥屈葬	仰臥屈葬	仰臥伸展葬	仰臥屈葬	仰臥屈葬	仰臥屈葬	仰臥屈葬	仰臥屈葬	仰臥屈葬	仰臥屈葬	仰臥伸展葬	仰臥屈葬
北北東(頭)——南南西	不明	東南(頭)——西北	東南(頭)——西北	東(頭)——西	南南西(頭)——北北東	東北(頭)——西南	北北東(頭)——南南西	東東南(頭)——西西北	北(頭)——南	東南(頭)——西北	東(頭)——西	北北東(頭)——南南西	南南東(頭)——北北西	東(頭)——西
二尺	不明	一尺四寸	一尺五寸	一尺九寸	一尺二寸	九寸	一尺二寸	一尺	一尺一寸	一尺五寸	一尺五寸	一尺五寸	一尺八寸	二尺四寸
小兒の骨														

[illegible]

第六十六號	第六十五號	第六十四號	第六十三號	第六十二號	第六十一號	第六十號
不明	>90°	不明	0°	>90°	<90°	0°
不明	90°	不明	0°	90°	<90°	0°
不明	>90°	不明	90°	<90°	<90°	<90°
不明	>90°	不明	90°	<90°	<90°	<90°
不明	<90°	不明	<90°	<90°	<90°	<90°
不明	<90°	不明	<90°	<90°	<90°	<90°
不明	仰臥屈葬	不明	仰臥屈葬	仰臥屈葬	仰臥屈葬	仰臥屈葬
不明	東(頭)―西	不明	東(頭)―西	東南(頭)―西北	東東南(頭)―西西北	東東北(頭)―西西南
八寸	二尺五寸	八寸	一尺七寸	二尺二寸	二尺五寸	二尺
小兒骨	散亂せる諸骨					

するものにして(第二十四號)右脚は立て膝にして普通の如く屈曲せるに拘らず、左脚のみ腰關節に於て強く屈曲し、膝關節は伸展せり。之れがため左側下肢は左側胴上に在りて左肩足骨を出せり。奇妙なる位置と謂ふ可し。故意に斯かる位置を取らしめたるや、將た元來兩側共立て膝なりしものが埋葬時の不注意に因りて、一脚伸展せしものなりや明らかならず。

兩側上肢及下肢大關節の屈曲度は多くの場合、同一例にては略對照的なり。されど多少屈曲度を異にせるものも多し。こは一々百分比例にて示す程の事にもあらず、前表を注意せらるれば明瞭なり。されど此事實は四肢及頭部を強く屈曲せしむる事に就きて、當時の人民が甚だしく嚴重なる注意を拂ひたるものに非らずして、死屍が略屈曲せる姿勢をとるのみにて満足せしことを示すものなり。従て一關節の屈曲状態に多少の差異ありとするも、之れが直ちに意味

あるものとは思惟し得ず。

〔第二〕前表によりて明らかなるが如く津雲人骨は多少定まれる方向を頭位として埋葬せられたり。

余等は人體長軸の方位を計測するに際し、胸部脊柱の方向にて決定せし場合多し。されど之れによりて五度・十度の偏差を求むることは無意味なり。何となれば軟部腐朽後の變動によりて、脊柱は屢異常に屈曲し、脊柱の眞位置を正確に決定し難きこと多ければなり。從て脊柱の方向の大略を求めて之れを比較するの外無し。而て表に於て東(頭)―西と記せる場合には東は頭部にして西は下體の存在せる方向なり。

今埋葬方向の明瞭なる五十四例につきて研究するに、大多數は(四十八例)は東南より東を含みて北に至る方向に頭部を向けたり。北々西より西を含みて南々東に至る方向に頭を向けたるものは僅かに六例あるのみ。殊に西々北より西々南の方向を枕とせしものは遂に發見せざりき。此中西南より南乃至南々東の方向のものは割合に多數(五例)あり。而て比較的古き埋葬法と思考すべき伸展葬の二例共第三十五號及第四十三號(南を枕とせるは注目)に値す。

頭部の方向	例數	實例
東	十二例	(第一號)(第七號)(第十一號)(第十九號)(第二十一號)(第三十四號)(第四十一號)(第四十四號)(第四十八號)(第五十二號)(第六十三號)(第六十五號)
東東北	四例	(第十六號)(第二十五號)(第五十七號)(第六十號)
東北	十例	(第二號)(第五號)(第十三號)(第二十四號)(第二十九號)(第三十六號)(第四十九號)(第五十四號)(第五十五號)(第五十九號)

北	北	北	西	西	西	西	西	南	南	南	東	東	東
北	北	北	北	西	西	西	南	南	南	南	南	南	南
六	六	六	一	な	な	な	二	一	な	二	二	五	五
例	例	例	例	し	し	し	例	例	し	例	例	例	例
(第六號)(第三十號)(第三十七號)(第四十二號)(第四十七號)(第五十三號)	(第四號)(第二十號)(第二十七號)(第三十九號)(第五十號)(第五十六號)	(第九號)	(第十號)(第二十三號)	(第三十五號)	(第三號)(第四十三號)	(第十七號)(第三十二號)(第三十三號)(第四十號)(第六十二號)	(第十二號)(第十四號)(第三十八號)(第五十一號)(第六十一號)						

* * * * *

以上述ぶる所により余等は(1)津雲人骨は石器時代のものにして、貝層より出せる遺物使用
 時期中に漸次埋葬せられたること、(2)不規則なれども各死體は東西或は東北より西南に引け
 る線上に列を成すの傾向あり、且死體の頭部を主として東位とせしこと、(3)大部分は屈葬なれ
 ども稀れに伸展葬あり、且伸展葬は屈葬の或者よりも古かりしこと、(4)死體の一部は棺又は槨
 に納められ、後者は土製(土棺)のものと木製のものとありしこと、(5)死者に對して燔火の風習あ

り、又死屍に對して置石の俗ありしこと。(6)人體裝飾品を發見するも、死者に對して特に多數の副葬品を提供する風習無かりしこと。(7)當時に於て裝飾品の華美を競ふ風ありしこと等を述べたり。石器時代人民に多少の宗教心(殊に太陽崇拜)と之れに伴へる死者に對する儀式ありしこと推測し得らる可し。

(大正九年二月末日脱稿)